

愛媛大学大学院連合農学研究科学位論文の審査等に関する細則

平成 16 年 4 月 1 日
制 定

第 1 章 総 則

(趣旨)

第 1 条 この細則は、愛媛大学学位規程（以下「規程」という。）第 19 条の規定に基づき、愛媛大学大学院連合農学研究科（以下「連合農学研究科」という。）における学位論文の審査及び最終試験等の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

第 2 章 課程修了に係る学位論文の審査及び最終試験

(学位論文提出の時期及び資格要件)

第 2 条 愛媛大学大学院学則（以下「学則」という。）第 51 条に規定する博士の学位（以下課程博士」という。）の授与を申請する者は、在学中に学位論文を提出するものとし、提出時期は、第 2 年次終了日以降とする。ただし、学則第 48 条ただし書に規定する優れた研究業績を上げた者の提出の時期については、その都度、連合農学研究科委員会（以下「研究科委員会」という。）が定める。

2 前項の規定にかかわらず、愛媛大学大学院連合農学研究科規則（以下「規則」という。）第 8 条第 4 項の規定により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたる計画的な研究指導を受けることが認められた者（以下「長期研究指導学生」という。）の学位論文提出の時期は、最終年次の前年次終了日以降とする。

3 学位論文を提出することができる者は、次の各号に掲げる要件の全てを満たす者でなければならない。

(1) 必要な研究指導等の教育を受け、規則第 10 条第 1 項に規定する単位（以下「所定の単位」という。）を修得した者又は修得見込みの者

(2) 別に定める学位論文の基礎となる論文（主論文）に関する要件を備えた者

(3) 年次報告会及び中間発表会を経た者

(学位論文提出の手続)

第 3 条 前条第 3 項の規定に該当する者が学位論文の審査を受けようとするときは、次の各号に掲げる書類を主指導教員の承認を得て連合農学研究科長（以下「研究科長」という。）に提出しなければならない。

(1) 学位申請書（第 1 号様式の 1）

1 部

(2) 論文目録（第 2 号様式の 1）

6 部

(3) 学位論文（仮綴じで可）

5 部

(4) 学位論文要旨（第 3 号様式）

60 部

(5) 学位論文の基礎となる論文（主論文）（写）

各 6 部

(6) 履歴書（第 4 号様式）

1 部

(学位論文の受理及び研究科委員会への付託)

第 4 条 研究科長は、前条の規定により学位論文の提出があったときは、研究科委員会に付議し、受理の可否を決定する。

2 前項の研究科委員会において主指導教員は、本人の経歴、研究指導の状況及び研究の概要等を報告するものとする。

3 研究科長は、受理した学位論文の審査及び最終試験を研究科委員会に付託する。

(審査委員会)

第 5 条 研究科委員会は、学位論文ごとに速やかに審査委員会を設ける。

2 審査委員会は、原則として主査 1 人及び副査 4 人の計 5 人の委員をもって組織する。

3 審査委員会の主査及び副査は、研究科委員会において選出する。

4 研究科委員会は、学位論文の審査のため必要と認めた場合は、他の研究科又は他の大学院若しくは研究所等の教員等の協力を得ることができる。

(審査及び最終試験)

第 6 条 審査委員会は、学位論文を受理した日から 1 年以内に審査及び最終試験を終了し、その結果を研究科委員会に文書をもって報告しなければならない。

2 最終試験は、学位論文を中心として、これに関連のある科目について、口頭又は筆答により行う。

3 第 1 項に規定する報告は、学位論文審査の結果の要旨（第 5 号様式により 2,000 字以内に要約したもの）及び最終試験の結果の要旨（第 6 号様式）とする。

(学位論文の審査基準)

第 7 条 博士の学位論文の審査基準は、次のとおりとする。

(1) 学位論文が、専門分野及び複合領域の科学における高い水準を満たし、国際的にも十分に通用する内容を持つこと。

(2) 学位論文が、学術的意義及び新規性を有していること。

(可否の決定)

第 8 条 研究科委員会は、第 6 条の報告に基づき審査し、投票の上、可否を決定する。

(学位の授与)

第 9 条 前条により、合格と判定された者に、博士の学位を授与する。

(専攻分野)

第 10 条 前条の学位を授与するに当たっては、専攻分野として農学又は学術の名称を付記するものとする。

2 前条において、「学術」の名称を付記できるのは、学位論文の内容が多領域又は境界領域等の分野であると審査委員会が判断し、研究科委員会が適当と認めた場合とする。

(学位授与の時期)

第 11 条 学位論文の審査及び最終試験に合格した者に対する学位授与の時期は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 標準修業年限の期間中又は長期研究指導学生として標準修業年限を超える計画的履修が認められた年限（以下「長期履修年限」という。）の期間中に合格した者（学則第 48 条ただし書の規定により合格した者を除く。）…… 学年又は学期の終わり

(2) その他の者 …………… 合格した日

（学位申請等の特例）

第 12 条 連合農学研究科に標準修業年限（長期履修年限を含む。）以上在学して、第 2 条第 3 項第 1 号及び第 3 号を満たし退学した者は、退学した日から 3 年以内に同項の第 2 号に規定する要件を満たしたときは、課程博士の学位審査及び最終試験を受けることができる。

2 前項により課程博士の学位審査を申請しようとする者は、在学中に学位申請事前申込書（第 8 号様式）を提出していなければならない。

3 第 1 項の規定に基づき課程博士の学位審査を申請するときは、第 3 条の各号に掲げる書類を原則として在学中の主指導教員（主指導教員が退職等の場合は副指導教員のうち 1 人）の承認を得て、第 15 条第 7 号に規定する学位論文審査手数料（以下「審査料」という。）を添えて研究科長に提出しなければならない。ただし、退学した日から 1 年以内に学位論文の審査を申請した場合には、審査料の納付を免除する。

4 前項の申請があった場合の学位審査等は、第 4 条から前条までの規定を準用する。

5 課程博士の学位審査及び最終試験に合格した場合、学位授与の時期をもって博士課程の修了と認める。

第 3 章 学位論文提出に係る審査及び試問

（学位の授与を申請することのできる資格）

第 13 条 学則第 52 条の規定による学位の授与を申請することのできる者は、別に定める研究歴を有し、かつ、別に定める学位論文の基礎となる論文（主論文）に関する要件を備え、学位の授与を申請することのできる資格審査に合格した者とする。

（資格審査）

第 14 条 前条の規定に基づき、学位の授与を申請しようとする者の資格審査については、次の各号に定める書類審査及び予備審査によって行う。

(1) 書類審査は、別に定める学位論文の基礎となる論文（主論文）に関する要件を備え、学位論文の作成に移行してよいかについて判定する。

(2) 予備審査は、前号の書類審査のプロセスを経て作成された学位論文について行うものとする。

（学位論文提出の手続）

第 15 条 第 13 条の規定に該当する者が学位論文の審査を受けようとするときは、次の各号に掲げる書類等を研究科長に提出しなければならない。

(1) 学位申請書（第 1 号様式の 2）

1 部

(2) 論文目録（第 2 号様式の 2）

6 部

(3) 学位論文（仮綴じで可）

5 部

(4) 学位論文要旨（第 3 号様式）

60 部

(5) 学位論文の基礎となる論文（主論文）（写）

各 6 部

(6) 履歴書（第 4 号様式）

1 部

(7) 学位論文審査手数料（以下「審査料」という。）

規程第 6 条第 2 項に規定する額

(8) 最終学校の卒業証明書

1 部

(9) 推薦書（紹介教員）

1 部

（論文の受理及び研究科委員会への付託）

第 16 条 研究科長は、第 14 条の審査の結果を研究科委員会に付議し、学位論文の受理の可否を決定する。

2 研究科長は、受理した学位論文の審査及び試問を研究科委員会に付託する。

（審査委員会）

第 17 条 研究科委員会は、学位論文ごとに速やかに審査委員会を設ける。

2 審査委員会は、原則として主査 1 人及び副査 4 人の計 5 人の委員をもって組織する。

3 審査委員会の主査及び副査は、研究科委員会において選出する。

4 研究科委員会は、学位論文審査のため必要と認めた場合は、他の研究科又は他の大学院若しくは研究所等の教員等の協力を得ることができる。

（審査及び試問）

第 18 条 審査委員会は、学位論文を受理した日から 1 年以内に審査及び試問を終了し、その結果を研究科委員会に文書をもって報告しなければならない。

2 試問は、専攻学術に関し、博士課程を修了して学位を授与される者と同等以上の広い学識を有することを確認するため、学位論文を中心として、これに関連のある科目について、口頭又は筆答により行うものとする。この場合、外国語については、英語を課する。

3 第 1 項に規定する報告は、学位論文審査の要旨（第 5 号様式により 2,000 字以内に要約したもの）及び学力確認の結果の要旨（第 7 号様式）とする。

（学位論文の審査基準）

第 19 条 博士の学位論文の審査基準は、次のとおりとする。

(1) 学位論文が、専門分野及び複合領域の科学における高い水準を満たし、国際的にも十分に通用する内容を持つこと。

(2) 学位論文が、学術的意義及び新規性を有していること。

（可否の決定）

第 20 条 研究科委員会は、第 18 条の報告に基づき審査し、投票の上、可否を決定する。

（学位の授与）

第 21 条 前条により、合格と判定された者に、博士の学位を授与する。

（専攻分野）

第 22 条 前条の学位を授与するに当たっては、専攻分野として農学又は学術の名称を付記するものとする。
2 前条において、「学術」の名称を付記できるのは、学位論文の内容が多領域又は境界領域等の分野であると審査委員会が判断し、研究科委員会が適当と認めた場合とする。

(学位授与の時期)

第 23 条 学位論文の審査及び試問に合格した者に対する学位授与の時期は、合格した日とする。

第 4 章 雑則

(報告)

第 24 条 研究科長は、速やかに規程第 11 条に規定する報告を行うものとする。

(学位論文の要旨等の公表)

第 25 条 博士の学位を授与したときは、規程第 15 条の規定に基づき、当該学位の授与に係る論文の内容の要旨(第 3 号様式)及び論文審査の結果の要旨(第 5 号様式)をインターネットの利用により公表するものとする。

(学位論文の公表)

第 26 条 博士の学位を授与された者は、規程第 16 条の規定に基づき、当該学位の授与に係る論文について、公表しなければならない。

2 前項の公表は、学位論文公表許諾・愛媛大学機関リポジトリ登録申請書(第 9 号様式)を研究科長に提出し、本学が指定するウェブサイトにより行うものとする。

(その他)

第 27 条 この細則に定めるもののほか必要な事項は、研究科長が定める。

附 則

この細則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 16 年 9 月 2 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 18 年 8 月 31 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 19 年 9 月 6 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この細則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

2 平成 21 年 3 月 31 日に連合農学研究科に在学する者に係る第 10 条第 1 項第 1 号の学位授与の時期については、改正後の学則第 12 条の規定にかかわらず、連合農学研究科の学年暦による。

附 則

この細則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この細則は、平成 23 年 9 月 1 日から施行する。

2 改正後のこの細則は、平成 21 年度に入学した者から適用し、平成 21 年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則

この細則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 25 年 9 月 6 日から施行し、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この細則は、平成 26 年 9 月 5 日から施行する。

附 則

1 この細則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

2 改正後のこの細則は、平成 30 年度に入学した者から適用し、平成 29 年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則

この細則は、令和 2 年 2 月 18 日から施行し、令和元年 10 月 1 日から適用する。

附 則

この細則は、令和 3 年 8 月 27 日から施行する。